

「みんながみんなを支える社会を目指して」

日本財団理事長 尾形武寿 氏

皆様、こんにちは。日本財団の尾形でございます。長い歴史を持つ済生会の生活困窮者対策をテーマとしたシンポジウムにお招きいただきまして、本当にありがとうございます。

日本財団はさまざまな社会課題に取り組んでおります。そのため、「日本財団はどんなところなの？」という質問が時々寄せられます。「日本財団はいったい何をしているの」と訊かれると、一言では言い表せないのが実態です。それは、世の中を変えていこう。世の中の課題を解決しよう。変えるためには、解決するためにはどうすれば良いのか。「みんながみんなを支える社会をつくっていく」というような議論を重ねております。

1962年（昭和37年）に日本船舶振興会（現・日本財団）が設立され、以来61年間、私たちは様々な仕事をしてきました。常に世の中を変えよう、課題を解決しようと考えながら仕事をしてきたつもりです。

日本財団の年間予算は、例えば、2022年度ではおおよそ900億近くになります。

その財源はボートレースの収益金です。日本で公営競技が最初にできたのは競馬です。その次に競輪、オートレースで、競馬は農林水産省が、競輪とオートレースは経済産業省が管轄している競技です。そして最後にできたのがボートレースです。

これらは賭博です。人間が本能的に持っている射幸心を煽るものです。宝くじもそうでしょう。この賭博行為を放置してしまうと、ある特定の人がある特定の人利益のために賭博を行うこととなります。闇で賭博が行われるのであれば、この賭博を公にしようという考えのもと公営競技が認められたのだと思います。

博打は刑法で禁じられております。刑法第185条で禁止されている賭博を、特別の法律を設け、その収益金を不特定多数の人たちのために使うことで認められています。また、この公営競技は地方自治体が主催し、地方自治体の財源の確保も目的の一つで、この二つの目的をもって違法性が阻却されています。ある特定の人のために賭博行為を行うのではなく、不特定多数の人たちへの裨益ということが大前提で、特別の法律を設け、そこで許可するという考え方です。

不特定多数の人たちに資金を配分する役割を担っているのが、日本財団です。モーターボート競走法の目的には様々な分野の振興について書かれています。

モーターボート競走法は昭和26年に制定され、翌27年に長崎県の大村市でボートレー

スが初開催されました。ボートレース場は全国に24場あります。戦後、壊滅的な打撃を受けた日本の造船業の復興、地方自治体の財源の確保が目的でモーターボート競走法が成立し、昭和27年から施行されています。

日本経済が成長する過程で、ボートレースの売上も右肩上がりが増えていきました。昭和37年には、この資金を造船業だけに使うのではなく、もう少し幅広い分野に使ったほうが良いのではないかと法律が一部改正され、特定の人ではなくて不特定多数の人たちの利益のために資金を配分する組織として日本船舶振興会が昭和37年10月1日に設立されました。以来61年、数々の変遷を経ながら仕事をしてきました。

私たちは常に何を目的として何をしようとしているのかを考えながら仕事をするようにしています。創立50周年のときに、当面の関心領域を整理しました。日本財団の資金は大きいかも知れませんが、限りがあります。そのため、必然的に重点的に支援する領域を定めなければなりません。

創立50周年のときに、その領域として、高齢者をどうするか、子どもをどうするか、障害者をどうするか。そして、大規模災害に対してどのような対策を打ち立てるか、という4つの柱を掲げました。

この4つの柱に、もともとあった船舶に加え地球的規模でのオーシャンガバナンスをするか、海洋という問題を取り上げようではないかとのことで、法律の改正とともにそこに対象領域に海洋を加えることにしました。

したがって、日本財団の支援の領域は船舶に加え海洋の問題、それから、子ども、高齢者、障害者、災害対応。この5つの柱を創立50周年のときに決めたのです。

2022年10月、創立60周年を迎えるにあたり、改めて、これでいいのか、私たちの理念はどうか、ということを一組織的に、若い人たちの意見を取り入れながらもう一度考えてみました。結局のところ、50周年のとき、10年前に考えたものとほぼ同じ領域のものが検討されました。ある種、この領域は普遍性があるのかと思っています。

みんながみんなを支える社会。理念に掲げてみたものの、実は実践するのが難しいのです。よりよい社会を実現するために新しい仕組みを生み出し、変化を引き起こすアイデアを実践しようと私たちは謳っております。

日本財団は市民、企業、NPO、政府、国際機関と連携し、新しい枠組みの中心に位置するハブとなりましょう。ソーシャルイノベーションのハブになろう。成功モデルをつくり、解決の担い手、裾野を広げよう。

「社会課題先進国日本」を提唱したのは、東京大学の28代総長、小宮山宏先生だったと思います。日本は課題先進国だということです。日本財団の法律上の建て付けは、現存する社会課題の全ての領域が守備範囲ですが、先ほど言ったように当面の関心領域を設定しながらも全ての領域に目を配っていこうと取り組んでいます。

人的、資金的にも限りがありますから一つひとつの課題に対して解決策を考え、そのモデルをつくり展開しようとして取り組んでいます。そのモデルを実践してみて、成功すればそれを世の中に広めていこう。または政府に対して政策提言を行い、それを法制化してもらおう。

様々な取り組みの中で皆さまに紹介しようと考えているのは、生活困窮者への4分野の支援です。子ども、高齢者、障害者、それから社会福祉というか社会課題、この4つの分野についてお話ししたいと思います。

子どもと言っても、本当にたくさん問題があります。たとえば妊娠SOS相談窓口事業は、社会問題としていま取り上げられています。望まない妊娠で生まれた子どもは、どこにも行き場がありません。相談窓口をつくり、そこで何らかの支援を検討し、その子を適切な環境に導く仕事をしています。

児童虐待死のうち0歳児は32人、全体の約65%を占めているようです。令和4年9月に発表された社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会で発表された数字です。

0歳児の事例が32人、全体の65%に達し、加害者は実母が最多という中、妊娠SOS相談を機に困難を抱える女性が適切な支援に繋がり、母子の利益が守られることを実践しようとしています。日本財団がこれらの取り組みから「こういうことをすべきですね」と政策提言にまとめ、政府に「法律に入れてください」という仕事をしています。

特別養子縁組も、子ども対策の一つです。この会場には医療関係者も多くいらっしゃるのですが科学的な問題でもし間違っていたら申し訳ありませんが、子どもは0歳児から3歳児までの間にどのような生活環境の下で育つか、その人の人格形成に大きな影響を与えるといいます。施設よりも家庭の方が、子どもに対して最適です。

イギリスでは、施設から家庭へという動きが出ています。『ハリー・ポッター』という有名な小説、映画がありますが、あの原作者が自分の印税のすべてを、自分がつくった子どもに対する財団に寄付しています。その財団の標語が、「施設から家庭へ」です。

私たちは大分県、山梨県、福岡県の3県と協定を結び、養子縁組のパーセンテージを広

げる仕事をしています。

国は75%の指針としていますが、記憶に間違いがなければ大分県は65%、まもなく70%を達成しようとしています。福岡県が50%、山梨県はまだ30%です。県の職員、養子縁組の担当者があるかないか、何人いるかないか、首長が本当に子どもの養育に対して自ら関心を持っているか、これらの度合いに達成度は変わってきます。

大分県の別府市には「太陽の家」という施設があります。ここは障害者の授産施設というよりは、障害者を雇用する施設を持っているところです。前々回の東京オリンピックのときにパラリンピックが初開催されていますが、その基礎をつくったのが、もう亡くなられましたが太陽の家の創設者の中村裕先生です。

企業としては、たとえば三菱商事、オムロン、ソニー、本田技研もそうです。そういう大企業がそこに職場、または事務所を構えて、そこでほとんどの障害者を雇用しながら事務所を運営しているのです。

福岡県もそれに近い取り組みを実践しています。山梨県は首長の熱意が高いようです。地方自治体で大切なことは、首長のやる気があるかないかだと思います。

次にヤングケアラーとその家族を支える事業。ヤングケアラーはご存じの人も多いと思います。家族のケアを学齢期の子どもが担い、その結果、学校に行くことが難しくなっている問題です。

私は1944年に生まれました。戦中というか終戦の前の年の昭和19年生まれです。私たちが小学生のころ、ヤングケアラーに相当するような人たちはたくさんいました。戦地からどっと人が帰ってきて、そして第1次、第2次ベビーブームが到来します。その中でも、毎日のように学校に来ない人、ときどき休む人がいました。いまから考えると、その子どもたち、友人たち、同級生たちは、たぶんいまであればヤングケアラーと言われたのでしよう。

でも、その人たちは、自分が不幸だとは思ってはいなかったと思います。そのような境遇の人はごく当たり前に、多く存在していたからです。結局、家のことは彼らがやらなくてはいけない。そういうものだともみんな育ってきた、生活してきたと思います。ただ、いまになってみれば、それは少しおかしいのではないかという意見が出てきております。それがヤングケアラーの問題だと思います。

自分の家はそういうものだとあきらめている子どもは、なかなか「私は辛いです」と言いません。ヤングケアラーの問題は、どうやってその子たちを早く見出して社会で支える

かです。そして、彼ら、彼女らのくびきというか重さを解いてあげるのが一番大事なのではないかと、私たちは考えております。

ヤングケアラーの問題解決についていろいろ考えて実践しようと、複数の地方自治体と連携しています。長崎県大村市、東京都府中市、愛媛県新居浜市。これらの市の行政とタイアップして、ヤングケアラー問題の解決に向けてのモデルケースを模索しながら仕事を進めています。

夢の奨学金事業。児童養護施設では18歳になると出なくてははいけません。学校に行ける子ども、行きたいと言っている子ども、だけど経済的に余裕がないということがありました。それで日本財団では貸与型ではなくて給付型の奨学金、施設の子どもたちのための奨学金制度をつくりました。

平均して、月10万円の給付です。学費と生活費を合わせてです。施設を退所する子どもたちで「もっと勉強したい」という子どもたちに面接をします。2016年から始めて現在まで90人、年間平均すると15人です。

年間の奨学生数を15人と決めているわけではありませんが、ご要望があれば増額することは可能です。高等教育であれば大学だけが対象ではなく、専門学校で美容師の資格を取りたいというような人たちのための奨学金です。

ただ、この子たちは18歳まで施設で暮らしています。施設の中で保護されて生活してきましたので、突然外の世界に出されることになります。この子たちはATMでお金を引き出す方法も知りません。電話の受け答えも経験がないかも知れません。そういう子どもたちのために大阪府内でソーシャルスキルの学校を開いています。この取り組みも私たちが支えています。奨学金を受給する子どもたちには伴走者も付けてあります。何かが起きたら、いつでも相談できる体制を整えているのです。これが「夢の奨学制度」です。

「子どもの第三の居場所」。貧困対策のために、安倍総理が本部長となり、子ども貧困対策の全国運動を始めました。子どもの問題にかかわる関係者が集まり決起集会を開きましたが、そこに日本財団も呼ばれました。

そこには日本経済団体連合会の会長、経済同友会の会長、それからNHKの榎山勝人会長、労働組合の人たちなどが集まっていたと思います。

子どもの貧困対策として様々な事業をするにあたり、日本財団に事務局を担うよう打診がありました。私たちは受けることとし、その活動費、事業費について訊ねたら、「みんなから集める」というのです。

経団連が選挙になると自民党に政治献金をいくら出したか知っていますか、皆さん。平均 300 億円です。そういう選挙対策費を、経団連は企業から集めて政治献金しています。したがって、経団連会長、同友会会長が出席しているのだから資金は集まるだろうと踏んでいたようですが、あにはからんや企業からの献金はほとんど集まりませんでした。

私たちは担い手となっていましたので、経団連等から紹介を受けて企業を回りました。私たちはそのときに、「良質な労働力を輩出するために、いまの子どもたちを教育していかなければいけない。子どもたちを手当てしていかなければいけない、そのための仕事をやりますのでご協力ください」と言ったのです。

そうしたら、ある企業の社長は何て言ったと思いますか？「日本財団さん、いつになったら自分たちが出したお金に相当する良質な労働力が手に入るんですか」と言ったんです。わかりますか、この意味？とんでもない話だと思いませんか？

国家を挙げて子どもの将来を考えているときに、自分の企業にどれだけ裨益してくれるんだよ、という話です。一方で、自分たちの利益代表になるだろう人たちのためには 300 億円を献金しているのです。結局、企業から集まったお金はわずか 2 億円でした。

2 億円の資金で担い手になり、仕事をするよう言われたのですが、全国の子子ども達を対象に考えると、私たちは徐々に追い詰められていきました。それで、内閣副官房長官だった世耕弘成議員に頼みました。「補正でいいから予算を検討してほしい」。その結果、なんと 24 億円の予算が認められました。

その 24 億円を私たちに活用させていただけると思ったのですが、とんでもない。国民運動を主催する内閣府が、24 億円のうち 1 億円だけ事業費として私たちに抛出する。あとの 23 億円は全部市町村に配って、これからの子ども貧困対策をどうするかの研究費にして使うと言うのです。

何をしなければいけないとか、やることはわかってるじゃないですか。いまさら地方自治体で何かをしてほしい、何をするかを考える資金を配らなくてはならない。もともとその資金は、子どものために使うものだったのです。

私たちは事務局を引き受けたのですが、このままでは総理大臣に報告できないということで、理由を付けて担い手を返上しました。

内閣府はあわてたと思います。私たちは「やらない」と明言したのです。その代わりに、自分たちの資金で子どものための第三の居場所をつくろうということを計画しました。

いまの日本で、約 6%の子どもたちは歯磨きの習慣がない、風呂に入る習慣がない、朝

起きて「おはよう」と言う習慣がない、「いただきます」と言う習慣がない。この日本で、そういう子どもたちが存在するのです。

母子家庭の子どもたちには鍵っ子と言われる子が多いようです。そういう子どもたちが家に閉じこもります。スマホで遊びます。どこにも行きません。ますます内側にこもってしまう。そこで、学校と家の中間に位置する第三の居場所をつくりました。第三の居場所は夜の7時、9時まで開けています。そこで夕飯を食べ、シャワーを浴び、宿題があれば勉強します。地元の大学生にお願いして家庭教師にもなってもらう。そういう施設をつくり始めました。現在までに250カ所が開所しています。

たとえば沖縄県うるま市には第三の居場所を3カ所つくっています。沖縄県は子どもの貧困率が高い地域だと驚きました。第三の居場所の運営は、3年間は私たちが支援します。ただし、未来永劫私たちが運営費を支援するわけにはいきませんので、そのあとは行政に移管してもらいます。子どもの貧困対策は行政の仕事です。しかし、様々な問題があり、一歩、二歩と足を踏み出せない状況にあるようですので、日本財団が先ずは一歩踏み出し、行政の背中を押すというのが第三の居場所の考え方です。この枠組みについて行政、日本財団、支援団体の3者間で協定書を結びながら実行しています。これがいま250カ所近くなりました。

私たちは第三の居場所の子どもたちに年に1~2回、交流活動を提供しています。たとえば山梨県の子どもたちが沖縄県に行く、沖縄県の子どもたちが山梨県へ行く。海のない県から海のある県へ、というレクリエーション活動を支援しています。

認知症、知的障害等の人への意思決定支援は、お医者様の方がよくご存じだと思います。認知症の人、または知的障害の子どもたちは、「これはこうだね」、「これはこうですよね」と言われると「はい」と返事をしてしまうようです。本当は違うことを考えているかもしれませんが。この意思決定を支援する取り組みは外国で先行しているようです。特にオーストラリアでは非常にしっかりとしたルールが定まっていて、それを研究しながら事業を進めています。

高齢者ホスピス／ホームホスピス。人は死ぬときにどこで死にたいか。アンケート調査をしたところ、60%の人が自分の家、または自分の地元で最期を迎えたいと回答しています。ところが、実際は8割の人が病院で最期を迎えています。

私の父は、いまから47年前に亡くなりました。肺癌です。まだそのころは告知という感覚がありませんでしたし、終末ケアという考えもありませんでした。私は宮城県石巻市の

出身ですが、父が死ぬ間際に仕事で気仙沼市へ行っていて、それで父の死目に会えたのです。もうまもなくだというときに病床にみんなが集まったのですが、父はこう言いました。「俺は今日死ぬんだぞ。家に連れて帰れ」。こう言われたのです。

しかし、私にしてみれば、奇跡的に薬効が起きて命が助かるのではないかという思いから、1分1秒まで、最期まで病院にいてほしいと言ったんです。だけど、もしもそのころホスピスというか、終末ケアの概念があったら、私は迷うことなく父を家に連れて帰ったと思います。

私はそのときだけ、神様に本当に個別のお願いをしました。なんとか父を助けてくださいと。だけど、残念ながら奇跡は起きませんでした。昭和48年、1973年の4月13日の金曜日、15時42分、これが父の死亡時刻です。私はそのときは本当がっかりしました。もしもこんなに簡単に死んでしまうなら、家に連れて帰ればよかった。四十何年たったいまなお、その場面が目に残ります。

人はどういうかたちで死ぬのか。釈迦に説法ですが、人は生まれたときから死に向かって走っているという人もいます。だれにも平等に訪れる死というものを、どういう形で迎えるか。

宗教は何だろうと考えたとき、「あの世のことを教えるのが宗教だ」と言う人がいます。人間は死後に対して恐れを覚えるのではないのでしょうか。たとえば達観する、そして死をも恐れず。だけど、やはり死ぬということは恐ろしいことなのではないのでしょうか。もしもあの世があるなら、あの世に行って何かが起きるのであれば、もしかしたら心が安らぐかもしれません。しかし実際問題として、怖いのではないのでしょうか。

しかも、余命何カ月、余命何年と区切られたときのその人の残りの人生をどのように生きるかは意外と大変な力仕事だなど、自分がそろそろという時期になってそういうことを考えています。ただ、お棺の蓋が閉まる直前まで、自分としては「まあ、いい人生だったな。これが俺の人生だったね」と自分で思えるような死の迎え方をしたいと思っています。

病院の緩和ケアの施設も、たとえば代表的なところでは、京都市にあるバプテスト教会の病院2フロアを緩和ケア病棟として整備しました。そこを私たちが支援したところがいくつかあります。自分が死ぬことがわかっていて、不治の病だ。だけど医療的な措置ではなくて痛みを緩和しつつ最期を迎えるのも一つの考え方、これも正しい考え方なのだろうと思います。でも、七転八倒しながら最後まで病魔と闘っていくのも一つの考え方だろうと思います。いずれにしろホスピス緩和ケアという言葉ができ、高齢者が終末を迎えるこ

とが意外と楽になってきた。

在宅看護ケアを、私たちの姉妹財団である笹川保健財団が行っています。そのスローガンは「ナースが社会を変える」。この在宅看護ケアでは、ナースに起業してもらいます。起業家として必要な資質を教育します。そしてナースが地元に戻り、在宅看護を実践します。医師がそこで勤務するのです。

いままでは、医師がナースを使っていました。ナースが医師を使う社会もあっていいのではないか。世の中をひっくり返すというよりは現実問題として、それで仕事が成り立っているところがたくさんあります。

これからますます高齢化社会が進んでいきます。記憶に間違いがなければ、100歳を超えている人は日本で9万人超えるそうです。まさしく100歳時代です。そのときに医療をどうするのか。施設をどうするのか。放っておくわけにいかないと思います。そこには80年生きて、世のため人のために働いてきた人たちがいます。その人たちに対して、何をしなくてはいけないか。これも今後の社会課題ではないかと思います。

若者の死因の第1番目は自殺だということです。なぜこうなるのでしょうか。難しすぎて説明し切れませんが、このようなプロジェクトも実施しています。

犯罪被害者支援。被害者は同じ社会の一員の不法な行為によって人権を踏みにじられ深く傷つき、社会への信頼を根底から揺るがされる。この損なわれた信頼を回復するのは社会の責務である。犯罪被害者等支援を目的とした条例等を制定する動きが進むものの、いまだ市町村での制定は全体の35%にとどまり、支援の内容についても地域差が顕在する。

犯罪が発生し、加害者が捕まり、捕まった加害者は収監され、その日から寝るところも、食事も3食付きます。もちろん、自由を拘束されるのは当然の話です。

一方、被害者は、本人が被害者、自分の亭主、または自分の子どもが命を奪われたときに、その被害者の親族その他、世の中から、もしかしたら排斥される可能性があります。マスコミが大勢押しかけてだれも近寄れないなど、二次被害が起きます。

報道では犯罪者の人権をどうのこうのと言いますが、被害者の人権はどうなんですか。罪を犯したのは加害者です。加害者が無辜の人間を殺したのです。何かの理由があろうが、人の命を奪うことは許されない行為です。

人間は決して一人では生きていけません。社会を構成せざるをえないのです。社会の最小単位が夫婦であり、夫婦の集合体が家族であり、家族の集合体が市町村であり、市町村の集合体が国家です。

何を求めて社会を構成していくかという、その人の財産と生命を守ってくれるわけです。守ろうとする、自衛の立場からコミュニティを編成していこうと思います。そして価値観を共有できる人たちが集まることができるようになります。

もちろん、価値観は簡単に醸成できるものではありません。生活習慣も簡単にできるものではありません。何百年、何千年という長い歴史の中で、地域の価値観なり生活習慣が生まれてくるのでしょう。それがコミュニティです。そこから排除される。自分の生命と財産を守ってくれるはずのコミュニティから排斥されるのが、犯罪被害者だと言ってもいいと思います。

本来守るべき、自分自身を守ってくれるべき社会に対する信頼が揺らぐ、失う。そういう人たちが失った社会への信頼を取り戻してあげることも、大きな仕事ではないかと思います。

再犯防止の活動として、企業と連携して就労支援に取り組む職親プロジェクトがあります。この取り組みについては、この後のパネルディスカッションで登壇される職親企業の社長からお話しただけだと思いますので、私は割愛させていただきます。

障害者の就労支援。政府が企業に対して、「障害者を雇用すること」と言います。法定雇用率は2.3%。達成していないのが実態ではないでしょうか。

聾啞者を例に上げると、コミュニケーションツールさえしっかりしていたり、手話がしっかりしていたりすれば、能力的にはまったく健常者と変わりません。

しかしながら、聾者を雇用したときに、通訳と一緒に雇わなくてははいけません。日本財団でも聾者を2人雇用しています。とても優秀です。その人たちの実力を発揮させるために、相性もありますから、常に2名ないし3名の通訳士を用意しておかなければいけません。1人を雇用するときに3人、さらにもう1人付けなくてはいけないのです。中小企業や小さな職場でそんなことができると思いますか。いったい何を考え、政府はそんなことを言っているのだらうと思います。

世界中の潮流は、確かに障害者に対する支援、就労を促進しています。だからと言って、企業に対して闇雲に「従業員何%は障害者を雇え」。それを法律で決めると言っています。

挙げ句の果てに、だれか知恵ものがいたのでしょう。特例子会社という仕組みを作り、そこに障害者だけを集めて働かせる。このような取り組みは、オムロンが40年前に京都で実践していたことです。障害者だけが勤めている組立工場がありました。見に行きましたが、そこには、身体障害者も知的障害者も就労していました。

そのためにつくった会社であれば受け入れやすい。就労事業所には A 型と B 型の 2 種類あります。B 型で働く障害者の全国の月額平均工賃は、1 万 5000 円前後です。一方で、就労事業所には、障害者 1 人預かると毎月 17 万 5000 円の資金が国から給付されます。それをもらっていないながら、障害者への工賃は法制度上、その資金から支払ってはいけないのです。

たとえ知的障害があっても、身体に障害があっても高度な仕事はできます。就労事業所のオーナーはそんなことを考えてもいない。1 人預かれば毎月 17 万 5000 円の資金が入る。それで障害者に支払われる工賃は、全国平均月額にして 1 万 5000 円前後です。それが現状です。それに対して何も言えない。

もしも障害者が月に 7 万円、10 万円という給料を取るようになったら、家庭における位置が定まってきます。家族の中でも、障害者をおろそかには扱い切れないはず。そこで、工賃を倍増するためにいろいろな工夫をしてみました。

カフェをつくったり、花屋をつくったり。私たちはイニシャルコストを支援し、雇用者に働いてもらいます。収入を上げるのは難しいですが、取り組んでいます。

また、障害者が 7 万円、10 万円の給料を得られれば、いずれ生活保護の制度も使わなくなるし、税金でお世話になっているのが、納税者になるはず。所得税を支払うようになります。そうすれば社会コストが下がるだろうと私たちは信じておりますが、なかなか実績が上がらない。

あるとき、国立国会図書館が所蔵する資料のデジタル化のための予算が 400 億円ということを知りました。凸版と三井倉庫など大手の企業がその仕事を請け負っていましたが、私たちはその仕事の一部を受注できるように働きかけました。

全国 8 カ所にデジタル化業務の拠点を整備しました。さらに増やしていこうと考えています。東京都、山形県、宮城県、福岡県の就労事業所にデジタル化のためのスキャナーや資料を保管する倉庫を整備しました。

そうすると、B 型就労での工賃が、なんと 8 万円から 9 万円となったのです。大変うれしいことに、福岡県庁が私たちが整備した就労事業所に県庁関係の資料のデジタル化を発注しました。このような動きが各地で出てくれば、各地にしっかりした工賃が取れる仕組みができていくのではないかと思います。

脱“福祉”型障害者就労モデル。これも一つの大変大きな力になるのではないかと思います。三菱ケミカルが野菜栽培のシステムを持っています。B 型就労の資格を持つ宮城県

の社会福祉法人が、B型就労の資格を返上して一般就労としてこれに取り組み始めました。

農産物の栽培はすべてコンピュータでコントロールされ、まるっきり工場です。そのインシヤルコストを私たちが支援して、B型から抜け出して、軽度ではありますが障害者がそこで働く。職員として、または社員として働く形態です。

来年の4月から、たぶん最初の農作物ができると思います。三菱ケミカルは三菱系の企業に販売網を持っているので、農作物は全部を買い取る契約が結ばれています。たぶん、月額賃金は10万円を超えるでしょう。

その施設へ行ってみました。「君たちはサラリーマンになって給料がもらえるようになるね。最初の給料は何に使う？」と聞いたら、なんと「お母さんを連れて食事に行く」と答えてくれました。私は、これが社会福祉ではないかと思います。

障害者のそういう思いを、そこに勤めている人たちがそういう肯定感を持つ。いままで町中は健常者、いわゆる企業戦士と言われる人たちが闊歩し、そして老若男女、障害者は地域社会の片隅に追いやられていました。もうそういう時代ではありません。

済生会の炭谷茂理事長がおっしゃっていました。インクルージョン、ダイバーシティ。社会は健常者だけの社会ではありません。障害者も含めみんな集まって一つの社会、コミュニティです。それが大事なのではないでしょうか。

いよいよ日本もそういう時代に入ってきました。企業戦士だけが生き残れるところではありません。もちろんそういう人たちは必要です。悪いとは言いません。しかしながら、やはり世の中にはそういう人たちに混じって一緒に暮らせない人たちがたくさんいるわけですから、そういう人たちのために何かをしなくてはいけないと思っております。

私たちは「痛みも、希望も、未来も、共に」をスローガンにしています。「一つの地球に生きる一つの家族として、人の痛みや悲しみや苦しみをともにし、みんながみんなを支える社会、それを日本財団は目指しています」。ご清聴ありがとうございました。(拍手)